平成２７年（フ）第１４７６号
さいたま市西区大字土屋127番地３　ビューエトワールＡ201
破産者　小松原香里（旧姓渋谷）
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２８２号
さいたま市大宮区三橋４丁目373番地５　グランシャリオＣ101
破産者　齋藤　　孝
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４５７号
埼玉県上尾市大字平塚1625番地４　エル・カーサ上尾101、旧住所埼玉県鴻巣市下忍2824番地10
破産者　上畝　牧子（旧姓松本・手代木）
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木972番地３
破産者　小林　新一
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２８号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷５番地５　長谷部ハイツ301号、破産開始決定時の住所埼玉県熊谷市船木台１丁目11番地17
破産者　古川　雅明（旧姓木田）
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第８４号
埼玉県本庄市日の出１丁目11番８号　ガーデン本庄202、旧住所埼玉県深谷市東大沼366番地３　アリエス東大沼202号
破産者　永田　　純（旧姓竹谷）
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１３１号
埼玉県深谷市武蔵野3618番地、旧住所埼玉県深谷市上野台2985番地４　田口コーポ202号
破産者　玉田　　勲
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１４１号
埼玉県比企郡滑川町月の輪７丁目９番地１　むさし寮Ｂ－311
破産者　大宮　大吾（旧姓飯野）
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第８３９号
札幌市南区北ノ沢３丁目３番63号
破産者　山本　一典
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０１０号
札幌市東区北18条東16丁目２番16―305号
破産者　添川　裕介
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６９号
群馬県渋川市金井2068番地４　フジマンション202号室
破産者　波多野　耕
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２６９号
宮城県塩竈市松陽台２丁目16番４号
破産者　遠藤　文子
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８６号
群馬県富岡市内匠785番地
破産者　黛　　勝也
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第５８８号
埼玉県所沢市小手指南３丁目16番地の76　エルステラ101、開始決定時の住所埼玉県所沢市小手指南３丁目11番地の８
破産者　玉木　義晴
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第８２号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井375番地５　すてっぷ
破産者　下鳥　愛子（旧姓大原）
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１８９号
埼玉県川越市熊野町13番地16　（上福岡グリーンハイツ201号室）、前住所埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎１丁目15番19号
破産者　内山　拓磨
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２０６号
埼玉県川越市大字並木85番地９、前住所埼玉県川越市新宿町３丁目17番地13　（グーディッシュ川越アルバートル401号）
破産者　古川　博海
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２５４号
埼玉県飯能市大字岩沢390番地５
破産者　塚田　秀樹
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部